



国総建第395号

平成19年 3月30日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第七条第一号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号。以下単に「告示」という。）により行ってきたところです。

今般、企業経営の最近の状況等に対応し、平成十九年三月三十日付で昭和四十七年建設省告示第三百五十一号（建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件）の一部を改正する件が公布され、同日から施行されることとなりました。今回の改正は、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験を有する者を、法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として認める等するものです。

これを受けて、今般、告示による国土交通大臣認定について、下記のとおり取扱方針を定め、運用に当たっての基準を明確化しました。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知をお願い致します。

記

一 告示第一号イについて

- (1) 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。
- (2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあ

って、経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算五年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

二 告示第一号ロについて

- (1) 経營業務を補佐した経験とは、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務に、法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者として、従事した経験をいう。
- (2) 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって七年以上経營業務を補佐した経験（以下「補佐経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験又は補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算七年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。
- (3) 法人、個人又はその両方において七年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、本号ロに該当するものとする。

三 告示第二号について

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する七年以上の経營業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において七年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に関して通算七年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する場合も、本号に該当するものとする。

四 確認する書類

告示第一号に掲げる職制上の地位を判断するに当たっては、次の(1)に掲げる書類において確認するものとする。また、上記一に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次の(2)及び(3)に掲げる書類において、被認定者が一に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものと

する。また、上記一、二又は三に掲げる各経験に係る期間を判断するに当たっては、次の(4)に掲げる書類において確認するものとする。

- (1) 経營業務の管理責任者に準ずる地位にあることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類
- (2) 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これに準ずる書類
- (3) 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員業務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
- (4) 一、二又は三に掲げる各経験の期間を確認するための書類
一にあっては過去五年間、二及び三にあっては過去七年間における請負契約の締結その他の法人の経營業務に関する決裁書その他これに準ずる書類

以 上

送付資料一覧

- 【資料1】 官報（平成19年3月30日／号外第67号）
- 【資料2】 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号）の一部を改正する告示について 《概要》
- 【資料3】 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号） 《新旧対照表》
- 【資料4】 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号） 《溶け込み版》

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

- 災害救助法施行規則の一部を改正する命令
- (内閣府・総務・財務・厚生労働・国土交通一)
- 自動車損害賠償保障法第二十八条の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令の一部を改正する命令
- (内閣府・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二)
- 農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令
- (内閣府・農林水産一)
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(同二)
- (省 令)
- 地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(総務四五)
- 総務省組織規則の一部を改正する省令(同四六)

- 関西文化学術研究都市建設促進法第十一條の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令(同四七)
- 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(同四八)
- 財務省組織規則の一部を改正する省令(財務二四)
- 振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令(同二五)
- 支出官事務規程等の一部を改正する省令(同二六)
- 特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官文書事務規程等の一部を改正する省令(同二七)
- 鉱工業技術研究組合法施行規則
- (財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)
- 鉱工業技術研究組合に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令
- (同二)
- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(文部科学五)
- 学校保健法施行規則の一部を改正する省令(同六)
- 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令(同七)
- 国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令(同八)
- 国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同九)
- 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令(同一〇)

- 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(同一一)
- 文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令(同一二)
- あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働一)
- 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(厚生労働三)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同三九)
- 栄養士法施行規則等の一部を改正する省令(同四〇)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(同四一)
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令(同四二)
- 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同四三)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同四四)
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(同四五)
- 生活保護法施行規則の一部を改正する省令(同四六)
- 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令(同四八)
- 環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令(同四九)
- 墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五〇)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(同五一)
- 薬剤師法施行規則の一部を改正する省令(同五二)
- 水道法施行規則の一部を改正する省令(同五三)
- 水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(同五四)
- 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同五五)
- 救急救命士法第四十八条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(同五六)
- あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十三条の二及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第十五条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(同五七)
- 診療放射線技師法第二十九条の二及び診療放射線技師法施行令第十九条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令(同五八)

(以下次のページへ続)

○(前のページより続き)
○輸入植物検疫規程の一部を改正する件(農林水産四〇〇)

○海洋法施行令第八條第二項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する工事を定める件の一部を改正する件(同四〇一)

○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第三條第一項の農林水産大臣が定める目標年度を定める件(同四〇二)

○承認漁業等の取締りに関する省令第十八條の二第一項及び第二項の規定に基づき、衛星船位測定送信機による位置の報告義務について、農林水産大臣が定める海域及び報告の方法を定める件(同四〇三)

○平成十九年度の指定食肉の安定価格を定めた件(同四〇四)

○平成十九年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件(同四〇五)

○肉用子牛の合理化目標価格を定めた件(同四〇六)

○平成十九年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めた件(同四〇七)

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四條の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件(同四〇八)

○独立行政法人農畜産業振興機構法第十三條の規定に基づき、農林水産大臣が定めて通知する金額の算定方法を定める件(同四〇九)

三

○租税特別措置法施行令第十七條第三項及び第三十九條の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件(同四一〇)

○租税特別措置法施行令第十七條第二項第三号及び第三十九條の二十六第二項第三号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件(同四一一)

○租税特別措置法施行令第十七條第二項第四号及び第三十九條の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件(同四一二)

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三條第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件(同四一三)

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第二條第一項第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件の一部を改正する件(同四一四)

○独立行政法人農業者年金基金法施行令第一條第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件(同四一五)

○自転車競技法施行規則第十六條第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、一競輪場当たり年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を定めた件(経済産業一〇〇)

○小型自動車競走法施行規則第十四條第一項第一号、第二号及び第三号ただし書の規定に基づき、一競走場当たり年間開催回数及び年間開催日数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定めた件(同四一六)

三

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八條の四第二項第二号の規定に基づき、液化石油ガス設備士のための養成施設を指定した件(同四一七)

○揮発油等の品質の確保等に関する法律第十七條の二十一の規定に基づき、分析業務の一部を休止する届出があつた件(同四一八)

○発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(同四一九)

○工業用水道事業費補助金交付規則の一部を改正する規則を定めた件(同四二〇)

○平成十九年度以降の八年度間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標を定めた件(同四二一)

○不動産特定共同事業法施行規則第十七條第一項第三号の規定に基づく登録証明書の登録をした件(国土交通四一、四二)

○昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する件(同四二三)

○河川法第九條第五項の規定により河川の区間を指定する件(同四二四)

○自動車損害賠償保障事業が行う損害のてん補の基準(同四二五)

三

○高速自動車国道に関する件(同四二六、四二七)

○低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する件(同四二八)

○昭和三十年建設省告示千百七十八号の一部を改正する件(同四二九)

○平成四年運輸省告示第三百二十四号の一部を改正する件(同四三〇)

○成田国際空港に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定する件(同四三一)

○水先法施行規則第九條の三第二項、第十條第二項及び第十四條第一項第五号の国土交通大臣が定める医師を定める件(同四三二)

○水先法施行規則第二十二條の五第五号の国土交通大臣が定める基準を定める告示の一部を改正する件(同四三三)

○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件(同四三四)

○国土交通大臣が指定する都市計画区域を定める件(同四三五)

三

○都市計画に関する件(同四三六、四三七)

○直轄地すべり防止工事を完了した件(同四三八、四三九)

○登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示等の一部を改正する件(同四四〇)

○航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件(同四四一)

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件(同四四二)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(同四四三)

○都市計画に関する件(同四四四)

○昭和四十七年建設省告示第三百五十一号の一部を改正する件(同四四五)

○海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する件(海上保安庁八三)

三

○海上保安庁八三

○上信越高原国立公園草津・万座・浅間地域の公園区域を変更する件(環境一五)

○上信越高原国立公園草津・万座・浅間地域の公園計画を変更する件(同四四)

○上信越高原国立公園草津・万座・浅間地域の特別地域の区域を変更する件(同四四)

○上信越高原国立公園草津・万座・浅間地域の特別地域の区域を変更する件(同四四)

○上信越高原国立公園草津・万座・浅間地域の特別地域の区域を変更する件(同四四)

○上信越高原国立公園草津・万座・浅間地域の特別地域の区域を変更する件(同四四)

○上信越高原国立公園草津・万座・浅間地域の特別地域の区域を変更する件(同四四)

○上信越高原国立公園草津・万座・浅間地域の特別地域の区域を変更する件(同四四)

用され、さらには沿線住民の通勤、通学などの日常生活を支える生活道路としても利用されていることから、城内交通と通過交通が、それぞれ、自動車交通量が多く、円滑な交通が確保されている。

平成17年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、四国中央市三島中央一丁目地点で26,143台/日、周辺で194となっており、また、豊後県豊後国指定した主要幹線道路において、平成14年11月に起業者が実施した現地調査では、松山市方面から高松市方面へ向かう交通について約1,000mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、現道における自動車交通のうち通過交通が削減され、現道の交通渋滞の緩和が図られること、また、円滑な交通の確保に寄与し、さらには、現道及び四国縦貫自動車道とともに一般国道192号及び同319号と格付状に連絡され、四国中央市における交通ネットワークの強化が図られることが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は景観影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、景観影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成16年7月に景観影響評価を任意で実施したところ、審査について一部環境基準を超える値が見られるものの、低騒音舗装の施工により騒音基準を満足するものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は、低騒音舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度であると認められる。

② 上記の景観影響評価その他の調査等による

ると、本件区間内の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び相続のおそれのある既存動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、起業者は豊後県教育委員会と協議を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第1級の規格に基づく4車線（一部2車線）のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和54年3月9日に決定（一部改正）からの変更決定）され、平成17年3月4日に変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

さらに、本件事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画は、施設の種類、構造形式等を総合的に勘察すると適切であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本件事業沿線の四国中央市の市長及び議会議員から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別

理由 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としており、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第5 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第6 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第7 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第8 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第9 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第10 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第11 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第12 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第13 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第14 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第15 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第16 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第17 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第18 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第19 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第20 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第21 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第22 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第23 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第24 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第25 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

第26 法第26条の第2項の規定による四面の縦断断面 愛媛県四国中央市役所

○四国交通開発株式会社（昭和47年11月21日）

Table with 4 columns: 測量 (Measurement), 断面 (Section), 備考 (Remarks), and 図面 (Drawing). Rows correspond to sections 1 through 26.

建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件
(昭和47年建設省告示第351号)の一部を改正する告示について

平成19年3月
総合政策局建設業課

1. 改正の背景

建設業法(昭和24年法律第100号)は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならないこととする許可制度を設けている。同法第7条には許可の基準が書かれているが、建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号。以下「本告示」という。)はそのうち、同条第1号に規定されている経營業務の管理責任者の設置に係るものである。具体的には、法人の役員に関して、「許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者」と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者について定めている。

本告示については、平成17年12月21日に規制改革・民間開放推進会議より提出された「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」において、経營業務の管理責任者の資格要件である経験について、執行役員など経営に実質的に参画する役職を、建設業法第7条第1号イの「経營業務の管理責任者としての経験」とみなし、その年数を5年とすることにつき、平成18年度中に検討し結論を得ることとされている。

2. 改正の内容

建設業法第7条第1号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として、新たに、告示第2号に次の経験を有する者を加えるとともに、必要な規定の整理を行うものである。

- 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験を有する者

○ 昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号（建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件）の一部を正する告示案新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第一号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和四十七年四月一日から適用する。</p> <p>二十 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し七年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>一 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあつて次のいずれかの経験を有する者</p> <p>イ 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験</p> <p>ロ 七年以上経営業務を補佐した経験</p> <p>三 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>	<p>建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第一号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和四十七年四月一日から適用する。</p> <p>一 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し七年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>二 許可を受けようとする建設業に関し七年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあつて経営業務を補佐した経験を有する者</p> <p>三 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>

○ 建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号）

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第一号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和四十七年四月一日から適用する。

一 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあつて次のいずれかの経験を有する者

イ 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験

ロ 七年以上経営業務を補佐した経験

二 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し七年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

三 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者